

連載・自衛隊の実態 その⑦

次は海外派遣のための恒久法だ！

2006年12月、憲法との整合性を問うことなく、「改正」とは名ばかりで新法といえる教育基本法と同時に防衛省昇格関連法が成立した。

これまでの国際緊急援助活動、国連平和維持活動（PKO）、周辺事態時の米軍への後方支援、対テロ特措法とイラク特措法による海外派遣は、自衛隊法においては副業といえる「付隨的任務」であった。今回成立した関連法には、自衛隊の海外派遣を本業といえる「本来任務」に格上げした自衛隊法改正が含まれている。久間防衛庁長官（当時、現防衛相）は「現実には本来任務化している。法律が遅れている」（新聞報道）とのべるが、憲法を無視して実態を先に作り、後からそれに合わせて法律を改正する今までのやり方を踏襲したに過ぎない。

海外活動を本業に格上げした後、本年3月末に練馬に中央即応集団の司令部が、静岡の駒門（こまど、御殿場市）に国際活動教育隊が発足する。2008年3月末には、宇都宮にPKOなどの先遣隊を派遣する任務を担う中央即応連隊が編成される。こう

した既成事実の整備が進めば、海外派遣のための恒久法が当然必要となる。

すでに自民党政策検討小委員会（石破茂委員長）が恒久法の雛形ともいえる11条からなる国際平和協力法案を2006年8月に発表している。この法案は、第1条で「国際連合の決議等に基づき行われる国際の平和及び安全の維持又は回復を図るために活動等に対し、我が国が適切かつ迅速な協力をを行う」ことを目的にしている。

今回の自衛隊法改正における衆院安全保障委員会で、久間防衛庁長官は自衛隊が海外で活動する場合でも武力を行使しない、実力組織にはならないと懸念の一掃に努めていたが、雑形第9条には「国際的な基準に従い武器を使用することができる」と定めている。

海外における武力行使の問題は、集団的自衛権行使の問題にもつながる。安倍首相はPKO活動について「一緒に作業している外国の部隊が攻撃されたとき、救出することが憲法に反するのか」と米『ワシントン・ポスト』紙のインタビューに答えてい

る。米もミサイル防衛にかこつけて自衛隊の集団的自衛権行使を迫る。2006年12月にはローレス米国防副次官が「ミサイルが米国に向かうことが明らかな時、日本が撃ち落せるのに、（法的に）撃ち落せないと言るのはクレージーだ。そんなものは同盟ではない」と強い不満を日本側にぶつけている（新聞報道）。

日米軍事同盟の緊密化が進み、防衛省が誕生した現状において、新たに制定しようと目論む恒久法には、海外活動の目的を国連決議だけに限るのではなく、同盟国との活動が加わることは容易に想像できる。はたして同盟国とは米国だけですか。

ラトビア共和国のリガで2006年11月、北大西洋条約機構（NATO）加盟の首脳会議が開催された。ブッシュ米大統領は、NATOと域外国との連携強化の対象国に日本とオーストラリアをあげた。「グローバル・パートナーシップ・プログラム（地球規模のパートナーシップ計画）」とされる域外国との連携強化は、将来的に「NATOが合同訓練や合同演習、作戦計画の共同立案などを可能にする構想」だという。

これは「いずれも現状では日米同盟の枠組みの範囲で行われていること」（新聞報道）に他ならない。恒久法の内容が十分に想像できるとともに日米同盟の行く先も明確になってきたようだ。

（T）